

## 令和7年度 全国安全週間について

【本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日】

### スローガン 多様な仲間と 築く安全 未来の職場

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年度で第98回を迎えます。

#### 実施者たる事業主の実施事項（主なもの）

詳細な「実施事項」については千葉労働局や中央労働災害防協会のホームページでご確認ください。

##### （1）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

##### （2）継続的に実施する事項

- ① 安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施等の安全衛生活動の推進
- ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業など業種の特性に応じた労働災害防止対策の実施
- ③ 転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等其他者に作業を行わせる場合の対策等の業種横断的な労働災害防止対策

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部健康安全課

電話 043-221-4312

## 労働保険料の申告・納付はお早めに

期間は令和7年6月2日（月）から令和7年7月10日（木）まで

事業主のみなさまへ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の手続きは、もうお済みですか。

年度更新とは、令和6年度の概算保険料を精算する「確定申告」と令和7年度の概算保険料を申告及び納付いただくものであり、千葉労働局労働保険徴収課、労働基準監督署または最寄りの金融機関を通じてお早めに行ってください。

なお、労働保険の保険料の申告には電子申請を、納付には口座振替をご利用頂くと便利です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。また、千葉労働局ホームページにも情報を載せています。

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働保険徴収課

電話：043-221-4317

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku>



QRコードからご覧  
いただけます。